

# 大阪公立大学教員活動点検・評価基本方針

2022年4月1日  
教員自己点検委員会

## 第1 趣旨

この基本方針は、大阪公立大学における、教員個人の教育研究活動等の点検・評価（以下、「教員活動点検・評価」という。）の実施に関する基本的事項等について定める。

## 第2 目的

教員の教育・研究・社会貢献・大学運営の諸活動について現状を把握し、適正な点検・評価を行うことによって、教育研究活動の活性化及び質の向上を図り、併せて大学運営の改善を図るとともに、大学としての社会的説明責任を果たすことを目的とする。

## 第3 対象者

教員活動点検・評価の対象者は、公立大学法人大阪教職員就業規則第2条第2項に定める教員（教授、准教授、講師、助教）とする。ただし、学長が必要と認める場合は、これに準ずる教員を対象とすることがある。

## 第4 実施

教員活動点検・評価の実施は、原則として研究院単位で行う。なお、具体的な実施方法については、別途定める。

## 第5 体制

各研究院における点検・評価は、研究院の長が責任をもって実施する。その目的を達するため、研究院の長の責任のもとに各研究院に教員活動点検・評価を所掌する委員会を置くことができる。

## 第6 領域及び項目

教育活動点検・評価の領域は、教育、研究、社会貢献及び大学運営の4領域とする。各領域に評価の項目を置き、上記4領域については全研究院に共通する項目を設定する。

上記4領域に加えて、研究院が独自の活動を点検・評価するため別途領域を設定できるとし、その場合は設定の趣旨を大阪公立大学大学評価委員会に報告しなければならない。

## 第7 期間

教員活動点検・評価は、各評価対象領域における毎年度の活動状況把握を前提とし、3年間の活動実績を対象として実施する。

## 第8 結果

教員活動点検・評価結果は、教員の諸活動並びに大学組織の運営の改善及び向上に活用する。

## 第9 異議申し立て

研究院における点検・評価の結果に異議ある場合は、被評価者は研究院長に異議を申し出るこ

とができることとし、研究院長はそれに対して真摯に対応し、点検・評価結果の妥当性について最終的判断を行わなければならない。

#### 第10 結果の公表

教員活動点検・評価の結果は大学全体及び研究院ごとの集計を公表する。

#### 附 則

この基本方針は、2022年4月1日から施行する。